



新型コロナウイルス感染症の影響を受けて売上が減少した事業者の皆様へ

経営持続化支援金を給付します

■ 申請期間 ■

6/22(月)～

8/31(月)

長門市新型コロナウイルス感染症に伴う経営持続化支援金

市内事業者の事業継続と雇用維持を図ることを目的とし、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対し経営を持続化させるための支援策として経営持続化支援金を給付します。

支援金 1 事業所(店舗) **15 万円** 2 事業所(店舗)以上は **30 万円**

対象となる事業者

- 市内で営業**を行っている法人または個人（農林漁業者を除く）
- 最近1ヶ月間の売上が前年同月比で**20%減少**している
- 山口県の協力金※1・支援金※2の対象施設**以外**の事業者
 - ※1 県から休業要請を受けた遊興・運動・遊戯施設（スナック・バー、スポーツクラブ、ゲームセンターなど）
 - ※2 食事提供施設を営業する事業者（食品衛生許可証の営業種類が「飲食店営業」「喫茶店営業」）

提出書類

- 申請書（押印）※**必須**
- 「業種」と「市内での営業実態」が確認できる書類のコピー ※**必須**
 - 法人：登記事項証明書など
 - 個人：確定申告書や営業許可書、直近の経理帳簿など
- 月ごとの売上台帳や試算表など（今年&前年分）※**必須**
 - 売上高が20%減少していることを確認します。
 - （今年分：売上台帳、試算表など 前年分：確定申告書、試算表など）
- 通帳等のコピー ※**必須**
- 店舗一覧 ※3店舗以上のみ
- 運転免許証などのコピー ※個人事業主のみ

申請期間・方法

令和2年6月22日（月）～令和2年8月31日（月）郵送または窓口にて受付

※当日消印有効。 ※郵送の場合、特定記録などできるだけ追跡が出来る方法でお送りください。

提出先・窓口

長門市役所 産業戦略課 商工物産振興班 TEL：0837-23-1136

（〒759-4192 長門市東深川 1339-2 / 長門市役所 本庁舎）

支所や出張所での受付は行っておりません。